

■調査基準価格(最低制限価格)等算出方法の改正について

1 建設工事

(1)調査基準価格(最低制限価格)の価格算定基準の引上げ

改正前		改正後
組合設計額		組合設計額
①直接工事費の <u>95%</u>	⇒	①直接工事費の <u>97%</u>
②共通仮設費の <u>90%</u>		②共通仮設費の <u>90%</u>
③現場管理費の <u>70%</u>		③現場管理費の <u>90%</u>
④一般管理費等の <u>30%</u>		④一般管理費等の <u>55%</u>
①から④の合計額		①から④の合計額
(設定範囲 <u>7/10~9/10</u> の範囲内)		(設定範囲 <u>7/10~9/10</u> の範囲内)

(2)数値的判断基準の設定

改正前		改正後
組合設計額		組合設計額
①直接工事費の <u>75%</u>	⇒	①直接工事費の <u>92%</u>
②共通仮設費の <u>70%</u>		②共通仮設費の <u>85%</u>
③現場管理費の <u>70%</u>		③現場管理費の <u>85%</u>
④一般管理費等の <u>30%</u>		④一般管理費等の <u>50%</u>
①~④いずれかを下回った場合は、落札不相当とする		①~④いずれかを下回った場合は、落札不相当とする

2 適用開始

平成30年4月1日以降に公告または指名する業務から対象とする。